

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	国税関係(受付)事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、国税関係(受付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報を保有することになる。
- ・国税電子申告・納税システム(e-Tax)において、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を受付(收受)するに当たり、改ざん検知及びなりすまし防止のため、電子署名を用いているほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行っている。
- ・e-Taxのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)(※1)を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001:2005・JISQ27001:2006(※2)に基づく認証)を取得した。  
(※1)情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために、必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことである。  
(※2)平成26年に「ISO/IEC27001:2013・JISQ27001:2014」を取得した。

## 評価実施機関名

国税庁長官

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

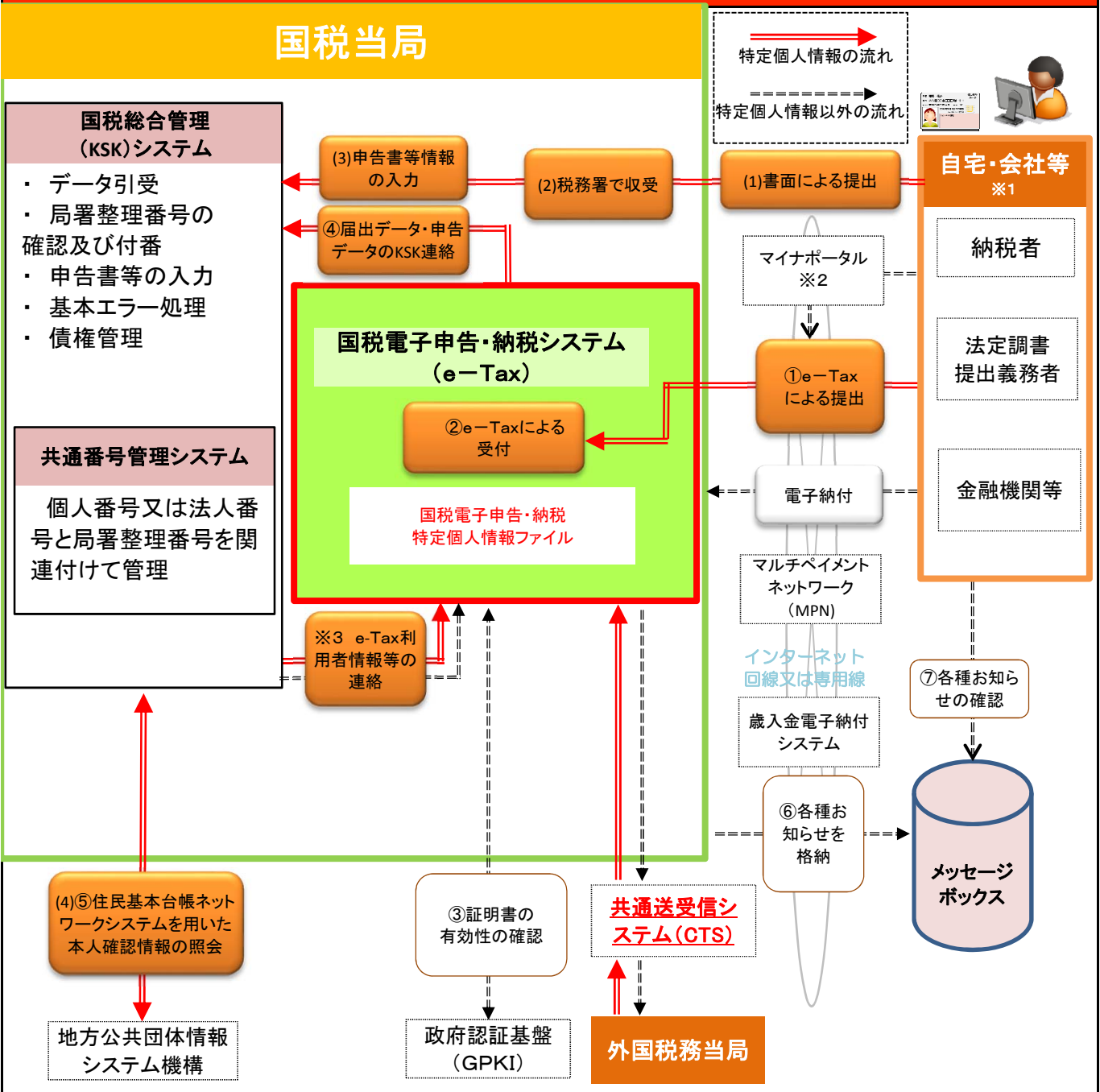
## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所



3. 特定個人情報ファイル名	
国税電子申告・納税特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。</li> <li>このため、e-Taxにおいても、個人番号付きの納税申告書や法定調書等の税務関係書類を受付(收受)することとなり、受付(收受)した納税申告書情報は、原本として保存することとなるため、特定個人情報ファイルを保有することとなる。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が記載された納税申告書、法定調書等の税務関係書類が提出されることから、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと期待される。</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続等における住民票の添付省略、また、国と地方に提出義務のある一定額以上の給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出を一元化できるなどの納税者利便の向上につながる。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>第9条(利用範囲)関係別表第1 第17の項、第23の項、第38の項</li> </ul> </li> <li>国税通則法(昭和37年法律第66号) <ul style="list-style-type: none"> <li>第124条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)</li> </ul> </li> <li>その他、所得税法(昭和40年法律第33号)第194条(給与所得者の扶養控除等申告書)第1項、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)第5条(国外財産調書の提出)等、税務関係書類に個人番号の記載を求めている規定</li> <li>租税に関する相互行政支援に関する条約第6条(自動的な情報の交換)等</li> </ol>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
②所属長	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長 渡辺 隆
8. 他の評価実施機関	
—	

# 国税当局



(備考)

### 【e-Taxの概要】

申告等の国税に関する各種手続について、インターネット又は専用線を利用して電子的に手続が行えるシステム

### 【e-Taxの機能】

(イ)電子申告・納税等開始届出書の受付(收受)、(ロ)利用者識別番号等の送信、(ハ)申告、法定調書、各種申請・届出等の受付(收受)、(ニ)国税の業務システムであるKSKシステムへのデータ連絡、(ホ)OECDが開発した共通送受信システム(CTS)とのデータ連絡

### 【e-Taxでの納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】

①納税者等がe-Taxにより電子証明書とともに、又は厳格な本人確認後に払い込まれた利用者識別番号及び暗証番号を用いて申告書等の提出を行う、②申告書等をe-Taxで受け付ける、③申告書等と併せて送信された電子証明書の有効性の確認を行う、④申告書等データをKSKシステムへ連絡する(申告書等を提出した者に係る局署整理番号と個人番号又は法人番号の関連付けを行う)、⑤申告書等を提出した者に係る個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報の照会を行う、⑥還付金処理状況等の各種お知らせをメッセージボックスへ格納、⑦納税者等がメッセージボックスで各種お知らせを確認する。

※1 自宅・会社等には、国税当局及び確定申告期における地方税当局の申告相談会場を含む。

※2 マイナポータルとe-Taxとの認証連携(シングルサインオン)により、マイナポータルにログインすると、e-Taxへの再ログインが不要。

※3 書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報やメッセージボックスへ格納する情報(個人番号を含まない。)について、KSKシステムからe-Taxへ連絡を行う。

※4 外国税務当局から特定個人情報を入手するが、外国税務当局へ特定個人情報を提供することはない。

(国税庁は情報提供ネットワークシステムを用いた連携を行わない。)

### 【書面での納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】

(1)納税者等が書面で申告書等の提出を行う、(2)申告書等を税務署等で收受する、(3)申告書等の情報をKSKシステムへ入力する、(4)申告書等を提出した者に係る個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報の照会を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国税電子申告・納税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(納税申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)。
その必要性	・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	個人番号、4情報及びその他識別番号(内部番号): 対象者を正確に特定するために保有 4情報及び連絡先: 対象者との連絡、各種通知書送付のために保有 国税関係情報: 申告書等を受け付け、KSKシステムへのデータ連絡するために保有 地方税関係情報: 地方税当局への情報連携のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、管理運営課、徴収課、国税不服審判所、国際業務課



3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 ( 金融機関の営業所等、金融商品取引業者等の営業所 ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 法定調書提出義務者、外国税務当局 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( インターネット回線、KSKシステム、共通送受信システム(CTS) )
③入手の時期・頻度	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】  e-Taxでは、個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)することとなり、その提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。  例えば、  ①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間  ②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間  などとされている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】  ・KSKシステムにおいて利用者識別番号(e-Taxを利用する際に必要となる番号)を保有する納税者の情報に変更等が生じた都度、変更情報を入手する。  ・e-Taxの事務処理(メッセージボックスへの表示等)に必要な情報を、KSKシステムから事務処理において必要がある都度入手する。</p> <p>【外国税務当局からの入手】  租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報を、外国の税務当局から年1回その年の翌年9月末までに提供を受ける。</p>
④入手に係る妥当性	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】  ・国税の多くは申告納税制度であるため、本人から入手を行うとともに、的確な指導や税務調査に活用するために法定調書の提出を義務付けており、法定調書提出義務者からの入手も行っている。これらの措置として、国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。  ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、インターネット又は専用線による提出も認めている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】  ・利用者識別番号(e-Taxを利用する際に必要となる番号)を保有する納税者の変更情報は、KSKシステムに入力後、e-Taxにおいても情報管理をする必要がある。</p> <p>【外国税務当局からの入手】  租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報の提供を受けることとされている。</p>
⑤本人への明示	<p>国税通則法第124条等の国税関係法令に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置を規定することにより、国税当局が個人番号を入手することが明示されている。</p>
⑥使用目的 ※	<p>・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。  ・納税者が納税申告書を提出する際、住民票の添付が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。</p>
	<p>変更の妥当性 —</p>
⑦使用の主体	<p>使用部署 ※ 課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、査察課、調査課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所、国際業務課</p>
	<p>使用者数 [ 1,000人以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 10人未満 2) 10人以上50人未満  3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満  5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>

<p>⑧使用方法 ※</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された納税申告書を納税者から受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号が記載された法定調書(給与所得の源泉徴収票等)を法定調書提出義務者(企業等)から受け取る。</li> <li>・住所・氏名のほか、個人番号を含む金融口座情報を外国税務当局から受け取る。</li> <li>・受け取った電子情報をKSKシステムに連絡し、KSKシステムにおいて、国税債権等を一元管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。</li> </ul>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>—</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>個人の属性・特徴等に着目した分析は行わず、受付件数等の統計処理のみ行う。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>—</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月4日</p>





5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( ) 1) 件 [ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
移転先1	KSKシステム利用部署
①法令上の根拠	—
②移転先における用途	KSKシステムにおいて、国税債権等を一元管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用する。
③移転する情報	e-Taxにおいて受付(收受)した納税申告書、法定調書等、各種申請・届出情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1,000万人以上 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	e-Taxにおいて受付(收受)した全ての納税申告者、法定調書提出義務者、法定調書への記載の対象となる金銭受領者、租税条約等に基づき、外国税務当局から受付(收受)した者等が対象である。
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	e-Taxにおいて納税申告、法定調書等、各種申請・届出のデータを受付(收受)した都度、KSKシステムへ情報連携を行う。
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p>・有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、更に生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>・また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。</p>
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年</p> <p>4) 3年                              5) 4年                      6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。</p> <p>※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。</p>
③消去方法		<p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p>
7. 備考		
<p>コンピュータセンターにおいて、e-Taxの運用支援の委託を行っているが、プログラムの運用・稼働等についての支援を委託しており、委託先のユーザ権限ではシステム内のファイルの内容はアクセスできない措置を講じている。</p>		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人番号、2. 3次審査エラー、3. 5表 所得種類、4. 5表 申告期限、5. 5表 申告区分、6. 5表 当初申告年月日、7. 5表 特例適用条文(項)、8. 5表 特例適用条文(号)、9. 5表 特例適用条文(条)、10. 5表 特例適用条文(法令)、11. A(資産)、12. A(整理欄)、13. ADP局署番号、14. B(資産)、15. B(整理欄)、16. C(資産)、17. D(整理欄)、18. F(整理欄)、19. H(整理欄)、20. I(整理欄)、21. ID管理区分番号、22. IT部カナ氏名・名称、23. IT部カナ住所・所在地、24. IT部漢字氏名・名称、25. IT部漢字住所・所在地、26. K(整理欄)、27. KSK更新年月日、28. KSK連絡ステータス、29. KSK連絡データ、30. KSK連絡データ格納件数、31. KSK連絡区分、32. KSK連絡区分(合計表)、33. KSK連絡指示日時、34. KSK連絡対象区分、35. KSK連絡年月日、36. LOBメンバ名、37. MPN処理通番、38. MPN処理年月日、39. MT作成区分(調書)、40. イメージペーパー有、41. インターフェースID、42. エラーコード、43. エラー区分、44. エラー種別、45. お客様番号、46. カナ屋号名、47. カナ屋号名補完区分、48. カナ氏名・名称、49. カナ氏名・名称補完区分、50. カナ住所・所在地、51. カナ住所・所在地補完区分、52. 機構、53. サーバID、54. サーバ番号、55. 職権、56. 職権名、57. セクション名、58. ソフトウェア種別、59. ダイジェスト種別、60. タイムスタンプ、61. ダイレクト納税依頼区分、62. ダイレクト納税依頼時金融機関コード、63. ダイレクト納税依頼時本支店コード、64. ダウンロード状況フラグ、65. ダウンロード日時、66. データサイズ、67. データ区分、68. データ識別ID、69. テーブル・ファイル区分、70. パスワード、71. パスワード更新日時、72. パスワード失敗回数、73. バッチー連番号、74. バッチー連番号(申告書整理番号用)、75. バッチ区分、76. バッチ種別、77. バッチ内一連番号、78. バッチ内件数、79. バッチ番号、80. ファイルID、81. ファイル識別区分、82. ファイル長、83. ファイル名、84. プレプリチェックエラーフラグ、85. プレプリント、86. プログラムID、87. プログラム実行識別、88. ブロック番号、89. マスタチェック結果、90. メール開封日時、91. メール種別、92. メール詳細、93. メッセージ、94. メッセージ識別ID、95. メニュー項番、96. メニュー名、97. メモ欄、98. リターンコード、99. レコード通番、100. ログID、101. 暗証番号更新日時、102. 異動年月日、103. 移送元局署番号、104. 一連帳票確認番号、105. 一連番号、106. 一連番号(ブロック区分)、107. 一連番号(最終区分)、108. 一連番号(追番)、109. 印刷枚数、110. 延滞税、111. 延長する税額、112. 延長月数、113. 延長後の納期限、114. 屋号、115. 屋号(フリガナ)、116. 仮パスワード区分、117. 仮暗証番号、118. 仮暗証番号有効期限、119. 加算税、120. 加算税種別、121. 加入者番号、122. 課税価格の合計額、123. 課税期間、124. 課税期間(至)、125. 課税期間(自)、126. 課税事業者区分、127. 課税実績収支内訳書区分、128. 課税実績農業内訳書有無、129. 課税年分、130. 課税方式、131. 会計年度、132. 回付対象抽出区分、133. 開始バイト位置(SJIS用)、134. 開始バイト位置(UTF-8用)、135. 開始届出KSK連絡ステータス、136. 開始年月日、137. 開封区分、138. 格納日時、139. 格納年、140. 格納年月ミリ秒上限、141. 格納年月日時分秒、142. 格納年月番号、143. 格納年番号、144. 確認番号、145. 株式等納税猶予、146. 株式等納税猶予確定・免除予定日、147. 株式等納税猶予算出保存年限、148. 完結年月日、149. 完了状態、150. 官署コード、151. 漢字屋号名、152. 漢字屋号名補完区分、153. 漢字氏名、154. 漢字氏名・名称、155. 漢字氏名・名称補完区分、156. 漢字住所・所在地、157. 監査実施年月日、158. 監査実施部門番号コード、159. 監査対象年月、160. 監査対象年月フラグ、161. 監査対象部門番号コード、162. 監査履歴年、163. 監査履歴年番号、164. 管轄業務コード、165. 管理一連番号、166. 管理局署番号、167. 管理番号、168. 管理部門パターン、169. 簡易課税選択区分、170. 簡易課税適用有無、171. 還付フラグ、172. 還付金額、173. 還付金額合計、174. 還付金番号、175. 関与区分、176. 関与税目、177. 関連局署番号、178. 関連整理番号、179. 基本チェック、180. 基本チェックエラーフラグ、181. 基本チェック結果、182. 期間(至)、183. 期間(自)、184. 期間特例の有無、185. 期間特例選択区分、186. 期日指定対象区分、187. 期日指定年月日、188. 機械処理時分秒、189. 機械処理年月日、190. 機械処理年月日時分秒、191. 機構名、192. 記載事項等KSK連絡、193. 記載事項等バッチー連番号、194. 記載事項等バッチ番号、195. 記載事項等区分、196. 旧電子証明書、197. 業種番号、198. 業務コード、199. 業務開始時刻、200. 業務開始日、201. 業務区分、202. 業務終了時刻、203. 業務終了日、204. 局所管区分、205. 局署番号、206. 局署連絡フラグ、207. 局番号、208. 金融機関コード、209. 金融機関コード(還付先)、210. 金融機関の営業所等届出書区分、211. 金融機関区分(還付先)、212. 金融機関正規化名称、213. 金融機関番号、214. 金融機関分類区分、215. 金融機関本支店コード、216. 金融機関本支店表コード、217. 金融機関本支店名称、218. 金融機関名称、219. 金融機関名称(カナ)、220. 金融機関名称(漢字)、221. 金融機関名等(還付先)、222. 区分、223. 決算期、224. 決算書区分、225. 決算書等KSK連絡、226. 決算書等バッチー連番号、227. 決算書等バッチ番号、228. 月、229. 元取引種別コード、230. 個別審査エラーフラグ、231. 個別整理番号、232. 個別整理番号(局署番号)、233. 個別整理番号(整理番号)、234. 交付確認フラグ、235. 交付確認更新日時、236. 口座識別番号、237. 口座番号、238. 口座番号(所得)、239. 口座番号(消費)、240. 口座番号又は預金記号番号、241. 口座番号又は預金記号番号(還付先)、242. 広域番号、243. 広域名称、244. 控除後の課税価格、245. 更新実施局、246. 更新日付、247. 合計消費中間納付税額回数、248. 合計地方消費中間納付税額回数、249. 合計中間納付税額、250. 合計中間納付税額地方、251. 合計表ID、252. 合計表KSK連絡、253. 合計表KSK連絡年月日、254. 合計表バッチ内一連番号、255. 合計表バッチ番号、256. 合計表メジャーバージョン番号、257. 合計予定納税金額、258. 再登録フラグ、259. 再発行区分、260. 再発行年月日、261. 最終ダウンロード日時、262. 最終ログイン日時、263. 最終更新日時、264. 最終申告書バッチー連番号、265. 採番種別、266. 歳入代理店金融機関コード、267. 災害等延長区分、268. 災害等延長年月日、269. 財産の価額フラグ、270. 財産細目コード、271. 作成区分、272. 削除フラグ、273. 削除件数、274. 削除集計リスト、275. 削除詳細リスト、276. 削除状況、277. 山林所得該当、278. 算出贈与税額、279. 仕向センターコード、280. 仕向処理時刻、281. 仕向処理通番、282. 仕向処理年月日、283. 市外局番、284. 市内局番、285. 支店正規化名称、286. 支店名称(カナ)、287. 支店名称(漢字)、288. 支店名称(漢字)、289. 支店名称等、290. 支店名称等、291. 支店名称等、292. 支店名称等、293. 支店名称等、294. 氏名、295. 氏名(フリガナ)、296. 氏名/名称等、297. 氏名・名称、298. 氏名・名称読み、299. 氏名名称等、300. 資産該当、301. 資産確認済、302. 資本金、303. 資料識別コード、304. 事案区分、305. 事業所在地、306. 事業年度(至)、307. 事業年度(自)、308. 事務系統コード、309. 事務系統名称、310. 自動連絡フラグ、311. 失効確認エラー、312. 失効確認結果、313. 実況区分、314. 主管局署整理番号、315. 主管局署番号、316. 取扱金融機関コード、317. 取扱庁コード、318. 取扱日、319. 取扱年月、320. 取扱年月/集計年月、321. 取扱年月上限、322. 取扱年月日、323. 取扱年月番号、324. 取引種別コード、325. 取引通番、326. 取引日、327. 取引年月上限、328. 取引年月番号、329. 取止め区分、330. 取消金額、331. 取消件数、332. 取得日時、333. 取得年月上限、334. 取得年月番号、335. 手数料、336. 手数料フラグ、337. 手続ID、338. 手続カナ名称、339. 手続メジャーバージョン番号、340. 手続名称、341. 手続名称略称、342. 種別コード、343. 種別区分、344. 受信フラグ、345. 受信時振分局署番号、346. 受信時振分整理番号、347. 受信時前回申告時納税地、348. 受信時納管カナ氏名・名称、349. 受信時納管漢字氏名・名称、350. 受信時納管氏名・名称、351. 受信時納管住所・所在地、352. 受信時納管申請者組織区分、353. 受信時納管申請者名、354. 受信時納管整理番号(送)、355. 受信時納管組織区分、356. 受信時納管送信者漢字氏名・名称、357. 受信時納管送信者漢字住所・所在地、358. 受信時納管送信者組織区分、359. 受信時納管送信者電話番号、360. 受信時納管送信者名、361. 受信時納管徴収義務者、362. 受信時納管提出義務者漢字氏名・名称、363. 受信時納管提出義務者組織区分、364. 受信時納管提出義務者郵便番号、365. 受信時納管提出義務者郵便番号

5. 受信時納管電話番号、366. 受信電文、367. 受信日時、368. 受付月日、369. 受付日時、370. 受付年、371. 受付年月  
上限、372. 受付年月番号、373. 受付年番号、374. 受付番号、375. 受付番号(所得)、376. 受付番号(消費)、377. 受理年  
月、378. 収集先区分、379. 収集先区分(還付先)、380. 収納金額、381. 収納日、382. 収納年月上限、383. 収納年月番  
号、384. 修正区分、385. 住借明細書KSK連絡、386. 住借明細書バッチ一連番号、387. 住借明細書バッチ番号、388. 住借  
明細書区分、389. 住所、390. 住所・所在地、391. 住所コード、392. 充当金額、393. 充当金額(内還付加算金)、394. 重加  
算税、395. 重複チェックキー、396. 出力件数、397. 処理区分、398. 処理区分(詳細)、399. 処理件数、400. 処理済、40  
1. 処理済後状況、402. 処理済後年月日、403. 処理時間、404. 処理時刻、405. 処理時分秒、406. 処理状況、407. 処理  
対象区分、408. 処理通番、409. 処理日付、410. 処理年月日、411. 処理要求日時、412. 所管区分、413. 所得決算書様式  
区分、414. 所得申告書記載事項有無、415. 所得申告書収入金額、416. 署番号、417. 署名パターン、418. 署名検証結果、4  
19. 書式表示区分、420. 消込金額、421. 消込件数、422. 照会局署番号、423. 照会済フラグ、424. 照会日付、425. 照合  
コード、426. 証明書種類、427. 証明書番号、428. 詳細データ、429. 詳細データ件数、430. 詳細情報、431. 情報交換ファ  
イル名、432. 状態区分、433. 譲渡者名簿番号、434. 譲渡名簿番号、435. 職員ID、436. 職員ステータス、437. 職員氏名、4  
38. 職員名、439. 職業、440. 信託区分番号、441. 振替金融機関番号(所得)、442. 振替金融機関番号(消費)、443. 振替  
金融機関本支店名称(所得)、444. 振替金融機関本支店名称(消費)、445. 振替金融機関名称(所得)、446. 振替金融機関名称  
(消費)、447. 振替パターン、448. 振分先区分、449. 新旧区分、450. 申告・申請区分、451. 申告の種類、452. 申告期限、  
453. 申告区分、454. 申告種類、455. 申告書2表枚数、456. 申告書KSK連絡、457. 申告書KSK連絡年月日、458. 申告  
書バッチ一連番号、459. 申告書区分、460. 申告書氏名、461. 申告書氏名(フリガナ)、462. 申告書整理番号、463. 申告書  
生年月日、464. 申告書提出年月日、465. 申告書納税地、466. 申告書分類区分、467. 申告審理区分、468. 申告等バー  
ジョン番号、469. 申告等管轄局署番号、470. 申告等管轄整理番号、471. 申告等受信データ、472. 申告等帳票データ、473. 申  
告等帳票枚数、474. 申告等年月日、475. 申告年月日、476. 申請区分、477. 申請者カナ氏名・名称、478. 申請者名、479.  
申請種別、480. 申請書KSK連絡、481. 申請書KSK連絡年月日、482. 人格区分、483. 人格番号、484. 人格抹消区分、48  
5. 世帯主との続柄、486. 世帯主の氏名、487. 性別、488. 整理年月日、489. 整理番号、490. 生年月日、491. 生年月日  
(月)、492. 生年月日(日)、493. 生年月日(年)、494. 生年月日(年号)、495. 精算課税算出保存年限、496. 精算課税適用  
不可、497. 精算課税届出書枚数、498. 精算課税届出番号、499. 製造場等の所在地、500. 製造場等の名称、501. 製造場  
等の名称(カナ)、502. 請求期間(至)、503. 請求期間(自)、504. 請求期間(至)／年分、505. 請求期間(自)、506. 請求年  
分、507. 青白区分、508. 税(整理欄)、509. 税務署カナ名称、510. 税務署コード、511. 税務署コード(消費)、512. 税務署  
漢字名称、513. 税務署中略、514. 税務署略称、515. 税務代理権限有無、516. 税目、517. 税目コード、518. 税目区分、5  
19. 税目名、520. 税目名カナ、521. 税理士区分、522. 税理士番号、523. 前月分件数、524. 組織区分、525. 相続開始年  
月日、526. 送受信電文、527. 送信者漢字氏名・名称、528. 送信者漢字住所・所在地、529. 送付書、530. 贈与名簿番号、5  
31. 贈与名簿番号有無、532. 続柄、533. 損失情報有無、534. 対応機能、535. 貸借対照表提出、536. 代表局署番号、53  
7. 代表者カナ氏名、538. 代表者カナ住所、539. 代表者漢字氏名、540. 代表者漢字住所、541. 代表者氏名、542. 代表者  
役職名、543. 代表整理番号、544. 代表納税地等番号、545. 代理人区分、546. 第一期分予定納税金額、547. 第二期分予  
定納税金額、548. 担当、549. 担当名称、550. 地方引継対象、551. 地方自治体コード、552. 地方税連絡データファイル名、5  
53. 地方税連絡済フラグ、554. 中間区分、555. 中間申告対象期間(至)、556. 中間申告対象期間(自)、557. 中間申告対象  
期間2期(至)、558. 中間申告対象期間2期(自)、559. 中間申告対象期間3期(至)、560. 中間申告対象期間3期(自)、561.  
中間納付回数、562. 中間納付税額、563. 中間納付税額2期、564. 中間納付税額3期、565. 中間納付税額内国、566. 中間  
納付税額内国2期、567. 中間納付税額内国3期、568. 中間納付税額内地方、569. 中間納付税額内地方2期、570. 中間納付  
税額内地方3期、571. 中心局署番号、572. 抽出済年月日、573. 帳票区分、574. 帳票種類(税務代理権限証書)、575. 帳票  
種類、576. 徴定区分、577. 調査区分、578. 調査年月日、579. 長さ(SJIS用)、580. 長さ(UTF-8用)、581. 提出義務者  
漢字氏名・名称、582. 提出義務者住所・所在地、583. 提出義務者整理番号、584. 提出義務者電話番号、585. 提出義務者郵  
便番号、586. 提出義務者利用者識別番号、587. 提出区分、588. 提出先局署番号、589. 提出先整理番号、590. 提出日区  
分、591. 提出年月日、592. 添付書類帳票枚数、593. 転出元局署番号、594. 転出元整理番号、595. 電子・書面区分、596.  
電子証明書、597. 電子証明書フラグ、598. 電子証明書更新日時、599. 電子証明書登録有効期限、600. 電子申請等証明書確  
認フラグ、601. 電子納管住所コード、602. 電子納管所管区分、603. 電子納管納税地等区分、604. 電子納管郵便番号、605.  
電子連絡ステータス、606. 電話番号、607. 電話番号(加入者番号)、608. 電話番号(市外局番)、609. 電話番号(市内局番)、  
610. 電話番号-加入者番号、611. 電話番号-市外局番、612. 電話番号-市内局番、613. 当月分件数、614. 統轄店コード  
、615. 特定信託の名称、616. 特定納税者閲覧指定、617. 特例課税期間(至)、618. 特例課税期間(自)、619. 届出区分、  
620. 届出判定、621. 日銀コード、622. 入力件数、623. 認証番号、624. 年、625. 年(月)、626. 年度、627. 年度番  
号、628. 年分、629. 年分(至)、630. 年分(自)、631. 年分等、632. 年分等(至)、633. 年分等(自)、634. 納税額、635.  
納税額合計／手数料額、636. 納税限定区分、637. 納税者所在地、638. 納税者所在地郵便番号、639. 納税者電話番号、64  
0. 納税証明書その1有無、641. 納税証明書その2個人有無、642. 納税証明書その2法人有無、643. 納税証明書その3の2有  
無、644. 納税証明書その3の3有無、645. 納税証明書その3有無、646. 納税証明書その4有無、647. 納税証明書バー  
ジョン番号、648. 納税証明書交付請求書KSK連絡、649. 納税証明書帳票データ、650. 納税証明書発行日時、651. 納税証明書枚  
数、652. 納税地、653. 納税地等区分、654. 納税地等抹消区分、655. 納税用カナ氏名・名称、656. 納税用暗証番号、657.  
納税用暗証番号失敗回数、658. 納税用暗証番号失敗日時、659. 納付すべき税額、660. 納付の目的(至)、661. 納付の目的  
(自)、662. 納付一連番号、663. 納付可能最終年月日、664. 納付関連結果、665. 納付金額、666. 納付区分、667. 納付区  
分番号、668. 納付済ステータス、669. 納付済フラグ、670. 納付処理通番、671. 納付処理年月日、672. 納付場所、673. 納  
付情報登録年月日、674. 納付税額、675. 納付日時、676. 納付入力種別、677. 納付年月、678. 納付番号、679. 農地等納  
税猶予、680. 農地等納税猶予確定・免除予定日、681. 農地等納税猶予算出保存年限、682. 廃止年月日、683. 配偶者控除算  
出保存年限、684. 配偶者控除特例、685. 媒体区分、686. 発行可否、687. 発行区分、688. 発行種類別手数料、689. 発行  
種類別請求枚数、690. 発行状態フラグ、691. 発行状態更新日時、692. 発行年月日、693. 発生年月日、694. 発送区分、69  
5. 汎用受付等システム処理通番、696. 汎用受付等システム処理年月上限、697. 汎用受付等システム処理年月日、698. 汎用  
受付等システム処理年月番号、699. 被合併納税地等番号、700. 非課税適用確認結果一覧データ、701. 非課税適用区分、70  
2. 紐付く届出書区分、703. 表示区分、704. 表示順位番号、705. 表示状態更新日時、706. 評価明細書枚数、707. 付番区  
分、708. 部門パターン、709. 部門パターン内一連番号、710. 部門区分名称、711. 部門種別名称、712. 部門番号、713. 部  
門番号コード、714. 部門番号名称、715. 部門名称、716. 部門名称コード、717. 復興特別所得税非課税該当、718. 物理削除  
フラグ、719. 物理削除状況、720. 文字コード変換指示情報、721. 別送書類、722. 変換後金融機関一銀行、郵便局、723. 変  
換後金融機関一支店、724. 変換指示、725. 変換前金融機関番号、726. 変更等区分、727. 保存期間延長フラグ、728. 保存  
期間満了日、729. 保存年限、730. 保存年度区分、731. 保留、732. 法人申告書連絡済フラグ、733. 法定調書KSK連絡年月  
日、734. 法定調書MT作成、735. 法定調書バッチ内一連番号、736. 法定調書バッチ番号、737. 法定調書区分、738. 本支店

コード(還付先)、739. 本支店区分(還付先)、740. 本支店名称、741. 本支店名等(還付先)、742. 本税、743. 未読フラグ、744. 名称表コード、745. 有効年月日(至)、746. 有効年月日(自)、747. 郵送料、748. 郵便番号、749. 予備、750. 預金種別、751. 預金種類、752. 預金種類(還付先)、753. 預貯金種別、754. 預貯金種別(所得)、755. 預貯金種別(消費)、756. 様式ID、757. 様式KSK連絡データサイズ、758. 様式メジャーバージョン番号、759. 様式内最大一連番号、760. 様式名称、761. 様式名称略称、762. 要求業務区分、763. 要求件数、764. 要求手続ID、765. 要求保存期間満了日(至)、766. 要求保存期間満了日(自)、767. 来署予定日、768. 利子税、769. 利用者識別番号、770. 利用者識別番号(送)、771. 利用者識別番号一連番号、772. 利用者識別番号区分、773. 利用者識別番号年月日、774. 利用者識別番号廃止区分、775. 利用者名称、776. 履歴情報受付年月日、777. 履歴情報受付番号、778. 略科目コード、779. 留保区分、780. 留保部門、781. 領収年月上限、782. 領収年月日、783. 領収年月番号、784. 臨(整理欄)、785. 連絡種別、786. 連絡情報区分、787. 連絡先の有無、788. 連絡対象フラグ、789. 連絡日時、790. 連絡年月日、791. 論理削除フラグ、792. 論理排他制御カウンター、793. CSVダウンロードフォルダ、794. FATCAデータ、795. GIIN、796. アップロードデータ、797. アップロード日時、798. エラーフラグ、799. エラー発生日時、800. エラー発生年、801. エラー発生年番号、802. ダウンロードデータ、803. リスト区分、804. 暗号化パスワード、805. 依頼ファイルNo、806. 依頼時暗号化パスワード、807. 依頼時文字コード、808. 医療法人持分納税猶予、809. 医療法人持分納税猶予確定・免除予定日、810. 医療法人持分納税猶予算出保存年限、811. 一般国外財産細目コード、812. 一般財産の価額フラグ、813. 一般財産細目コード、814. 一般贈与財産の価額の合計額、815. 運用対処方法区分、816. 営業所管轄局番号、817. 営業所名称、818. 課税事業者(選択)区分、819. 開始届出記載生年月日、820. 確認状況フラグ、821. 確認職員ID、822. 監査種別、823. 基準期間の課税売上高、824. 基準期間の課税売上高表示有無、825. 記載共通番号、826. 記載共通番号区分、827. 共通番号、828. 共通番号チェック対象フラグ、829. 共通番号印刷パターン、830. 共通番号入力対象フラグ、831. 業種番号(法人)、832. 業務種別、833. 検索用有効判定、834. 更新時分秒、835. 更新年月日、836. 合併KSK取消前法人納番、837. 合併KSK納税者番号、838. 合併KSK被合併法人納番、839. 合併区分、840. 合併除却区分、841. 国外財産細目コード、842. 国外財産調書・財産及び債務の明細の提出有無、843. 国外転出時課税フラグ、844. 再送信電文、845. 削除前未読フラグ、846. 死亡年月日、847. 死亡年月日フラグ、848. 実行ステータス、849. 実行日時、850. 実施職員ID、851. 収受年月日、852. 収納月日、853. 集約区分、854. 出力ステータス、855. 処理月、856. 除却KSK除却年月日、857. 除却KSK納税者番号、858. 除却年月日、859. 照会年月日、860. 照会番号、861. 照合一連番号、862. 振替依頼識別番号、863. 振替結果ファイル、864. 振替結果ファイル作成日時、865. 振替日、866. 申告区分(地方法人税)、867. 申告区分フラグ(地方法人税)、868. 申告書1表(1面)枚数、869. 申請者の生年月日(月)、870. 申請者の生年月日(元号)、871. 申請者の生年月日(日)、872. 申請者の生年月日(年)、873. 身元確認フラグ、874. 身元確認詳細フラグ、875. 専用利用者区分、876. 送付の要否、877. 送付先担当者名、878. 送付先部門名称(漢字)、879. 送付先名称、880. 送付先名称(漢字)、881. 送付先有フラグ、882. 送付分件数、883. 送付分合計金額、884. 地方法人税還付額、885. 中間地方法人税額、886. 調査課部門番号、887. 調査課法人番号、888. 調書枚数、889. 追加先受付番号、890. 追加送信可能手続ID、891. 追加送信可能手続メジャーバージョン番号(最小)、892. 追加送信可能手続メジャーバージョン番号(最大)、893. 追加送信紐付フラグ、894. 添付データステータス、895. 添付データ送信可能手続ID、896. 添付データ送信可能手続メジャーバージョン番号(最小)、897. 添付データ送信可能手続メジャーバージョン番号(最大)、898. 添付データ送信回数、899. 添付データ送信紐付フラグ、900. 添付データ同時送信有無フラグ、901. 添付ファイルサイズ合計、902. 添付ファイルステータス、903. 添付ファイル種別、904. 添付ファイル数、905. 添付ファイル名、906. 添付一連番号、907. 添付業務区分、908. 添付先受信日時、909. 添付先受付番号、910. 電子データ送信可否フラグ、911. 電子納管死亡年月日、912. 電子納管除却年月日、913. 特定課税仕入の別表提出有無、914. 特例国外財産細目コード、915. 特例財産の価額フラグ、916. 特例財産細目コード、917. 特例贈与財産の価額の合計額、918. 納期区分、919. 納税義務がなくなった旨の届出要否、920. 納税者番号、921. 納付年月上限、922. 納付年月番号、923. 番号確認フラグ、924. 番号確認詳細フラグ、925. 被合併法人局署番号、926. 被合併法人整理番号、927. 被合併法人利用者識別番号、928. 不明データ紐付添付データ状態フラグ、929. 文字コード、930. 保存期間が確定することとなる日、931. 補正ファイル、932. 補正ファイル名、933. 本店等一括提出区分、934. 臨時区分、935. 暦年(特例・一般)区分



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国税電子申告・納税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けないようにシステムで制御している。具体的には、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と（仮）暗証番号を取得して、電子証明書を登録するか、又は厳格な本人確認後に取得した利用者識別番号及び暗証番号を用いるか、もしくはマイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて利用者の登録を行う必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者（利用者識別番号と暗証番号が登録された者（マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録した者を含む））のみの申告等の受付（收受）を行うこととなる。</li> </ul> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>利用者識別番号を有する納税者の情報のみをKSKシステムから連絡するようシステムで制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxにおいて、所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の情報を受付（收受）する際には、法令上必要な情報が含まれているかどうかの確認を行っており（必要な情報の入力がない場合はエラーメッセージが表示される。）、また、必要事項以外は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> <li>・納税者がe-Taxで手続を行う場合、国税庁が提供する確定申告書等作成コーナー等のプログラムについては、法令上の要件を満たす必要最少限度の入力画面としている。</li> </ul> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>利用者識別番号を有する納税者の住所・氏名等、e-Taxにおける受付事務において必要最低限の情報のみをKSKシステムから連絡するようシステムで制御している。</p> <p>【外国税務当局からの入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットに則り、提供されるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・e-Taxホームページ上等で、e-Taxは国税に関する各種手続を行うためのシステムであることを明確にしている。また上記のとおり、利用者識別番号及び暗証番号がシステムに登録されている納税者等しかe-Taxを利用することができない。これらによって納税者等に、e-Taxで受け付けた情報が、国税庁における国税事務のために使用されることを明示している。</li> <li>・納税者等に過剰な負担を負わせないよう、確定申告書等作成コーナーを準備するなどの措置を講じている。</li> </ul> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>KSKシステムからの入手は、国税庁内のデータセンター内部に限定された回線（専用線）のみを使用し行うこととすることで、それ以外の方法で入手が行われることがないようにシステムで制御している。</p> <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を使用することで、租税条約等を締結している外国税務当局からのみ連絡を行うことができるようにシステムで制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</p> <p>・なお、e-Taxにおいては、公的個人認証サービスに係る電子証明書のみではなく、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成15年財務省令第71号)第2条第1号ロに規定された電子証明書及び同号ハの規定に基づき国税庁長官が定める電子証明書が利用可能となっている(詳細は、e-Taxホームページを参照。)</p> <p>※<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm</a></p> <p>・また、上記の他、番号法施行規則に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定めた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」(平成27年国税庁告示第2号)に規定する方法により本人確認を実施する。</p> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>・KSKシステムからe-Taxへの個人番号付きの情報の連絡は、個人番号利用事務実施者における個人番号の利用に当たるため、本人確認措置は不要。</p> <p>(参考)</p> <p>KSKシステムで特定個人情報を保有しようとする際には、評価書番号2「国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書」、Ⅲ((1)共通番号管理特定個人情報ファイル等の取扱いプロセスにおけるリスク対策)。</p> <p>2. リスク3.「入手の際の本人確認の措置の内容」に記載する措置を講じている。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者及び外国税務当局からの(インターネット回線、専用線又は共通送受信システム(CTS)による)入手】</p> <p>e-Taxで受付(收受)した情報は、KSKシステムに連絡し、KSKシステムのサブシステムの一つである共通番号管理システムを通じて、個人番号の真正性の確認を行うこととしている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>KSKシステムからe-Taxへの個人番号付きの情報の連絡は、個人番号利用事務実施者における個人番号の利用に当たるため、本人確認措置は不要。</p> <p>(参考)</p> <p>KSKシステムで特定個人情報を保有しようとする際には、評価書番号2「国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書」、Ⅲ((1)共通番号管理特定個人情報ファイル等の取扱いプロセスにおけるリスク対策)。</p> <p>2. リスク3.「個人番号の真正性確認の措置の内容」に記載する措置を講じている。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>e-Taxは、所得税、消費税等の申告、法定調書等、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムであるため、受付(收受)した電子情報をそのまま保管する必要がある。e-Taxで受付(收受)した情報は、KSKシステムに連絡し、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>e-Taxにおいて、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を受付(收受)するに当たっては、改ざん検知、なりすまし防止のため、厳格な本人確認により払い出した利用者識別番号や電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行っている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】</p> <p>KSKシステムからの入手は、国税庁内のデータセンター内部に限定された回線(専用線)のみを使用することにより、特定個人情報の情報漏えい防止措置を講じている。</p> <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を経由して行う。CTSへのアクセスは、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となるほか、SFTP方式による通信経路の暗号化を行うことにより高度な安全性が担保される。なお、入手するデータについても、電子証明書を付して暗号化を行うことで、改ざん検知やなりすまし防止等の措置を講じている。また、各国税務当局が同様の方法を採用することとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>国税庁では、地方公共団体の宛名システムに相当する機能として、共通番号管理システムを有するが、e-TaxはKSKシステムにデータをそのまま連絡するのみであり、KSKシステム中の共通番号管理システムにe-Taxからはアクセスできないよう、プログラムで制御している。</p> <p>また、KSKシステムにおいて保有する納税者情報をe-Taxへ連絡する場合においても、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出するか、マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録をした納税者(e-Taxの利用者)の情報のみを連絡するようプログラムで制御している。</p> <p>上記の対応により、e-Taxでは受付事務に必要なない者の個人番号や情報にアクセスできないようにしている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>e-Taxにおいては、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出するか、マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録をした納税者(e-Tax利用者)、外国税務当局から提供された者の情報について受付事務に必要な範囲内での紐付けを実施することとしており、受付事務の目的を超えた紐付けは行われよう制御している。</p> <p>また、KSKシステムから受け取る情報については、受付事務に必要なe-Tax利用者の情報のみとすることで、必要なない情報との紐付けは行われようしている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。</li> <li>・また、なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> <li>・なお、職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じている。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が、事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発行する。</li> <li>・ユーザID管理者が各事務ごとに必要となるアクセス権限の管理表を作成する。</li> <li>・異動等により新たなアクセス権限が必要となった場合には、ユーザID管理者が異動等の内容に基づき、事務に必要な情報へのアクセスが可能となる権限を、その職員のユーザIDに対して付与する。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <p>職員に異動等の事由が生じた場合は、ユーザID管理者は、当該職員の異動等を確認して、ユーザIDの失効処理又は権限の変更を行っている。</p>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用のIDを発行せず、必ずユーザごとにIDを発行している。</li> <li>・パスワードは、定期的に更新を実施するようシステムで制御している。</li> <li>・異動等の事由が生じたことにより、不要となったユーザIDについては、ユーザID管理者が失効等の処理を行っている。</li> </ul>
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>「情報セキュリティの確保に関する規程」(平成13年財務省訓令第11号)に基づく「情報セキュリティ対策基準」(平成13年財務省の情報セキュリティ委員会決定・平成18年全面改正)により、e-Taxへのログインの記録及び保有情報へのアクセスログの記録を行う。アクセスログについては、どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、8年間ハードディスクに保存している。また、アクセスログについては、必要に応じて内容の点検を実施している。</p> <p>(※) 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ政策会議の決定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿って定められたものである。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、法令の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。また、国税通則法第126条において、国税に関する調査等に関する事務に従事している者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨が規定されている。</li> <li>・国税庁のシステムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。</li> <li>・「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年閣議決定)に基づき個人情報保護に関する研修会を、「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」(平成20年国税庁事務運営指針)に基づき情報セキュリティに関する研修会を、全職員を受講対象として年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、法令の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。また、国税通則法第126条において、国税に関する調査等に関する事務に従事している者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨が規定されている。</li> <li>・「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報は、作成、編集、利用又は保全を目的として行うバックアップ以外で複製してはならないこととしている。</li> <li>・職員の職責によりアクセスできる情報を制限しており、業務に不必要な処理は行えない仕組みにするとともに、不正に複製されるリスクへの対応として、システム管理者から許可を得た職員以外は特定個人情報ファイルを複製できないよう、プログラムにより制御を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>部外者によって不正に使用されるリスクに対しては、以下の措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの使用時における特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対して、職員の執務スペースに部外者が立ち入ることができないようにしているとともに、業者等の部外者が職員の執務スペースに立ち入る場合には、職員が立会いをするなど、不適切な行為がないよう適切に管理している。なお、万一、施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した場合に備えて、契約書において、秘密保持義務を規定している。</li> <li>・職員が離席する際には、パスワード設定されたスクリーンセーバー及び画面ロックを利用するなど、情報漏えい、なりすまし等の不正行為を防止する措置を講じている。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している              2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		
特定個人情報の消去ルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ] 提供・移転しない

**リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク**

特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	e-TaxからKSKシステムへデータ連絡した特定個人情報については、データ連絡を行った職員や日時等の当該提供記録を大容量記録媒体に1年間保存しており、期間経過後は適切に廃棄している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	e-Taxにおいて、受付（收受）した、納税申告書、法定調書等、申請書等（審査請求に係る書類は除く。）はKSKシステムに全て連絡することとしており、連絡漏れがないか適宜確認を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク**

リスクに対する措置の内容	e-Taxからの特定個人情報の移転については、KSKシステムに対してのみ行うこととしており、移転の方法としては、データセンター内部に限定された回線を用いて行う仕組みとしているため、その他の方法で特定個人情報が移転されることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク**

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・e-TaxからKSKシステムへ移転する情報を系統的に限定していることから、誤った情報が移転されることはない。</li> <li>・e-Taxからの特定個人情報の移転については、KSKシステムに対してのみ行うこととしており、移転の方法としては、データセンター内部に限定された回線を用いて行う仕組みとしているため、その他の方法で特定個人情報が移転されることはない。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

**特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置**

--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 十分に遵守している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・特定個人情報を保有しているサーバの設置場所については、取り扱う情報の重要度等に応じて設定した情報取扱区域のクラス区分(区画)に応じた管理対策(入室制限)及び利用権限による情報取扱制限を設けた上で、併せて入退室管理等の対策を講じている。なお、国税庁においては個人番号の有無にかかわらず納税者情報について、最も厳重な制限を実施する区画において管理している。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・不正プログラム対策 ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用パソコンで定期的にウイルスチェックを実施する。また、定期的に、検証済みのパターンファイルに更新している。 なお、サーバ及び職員パソコンへのソフトウェア導入は、セキュリティ管理者の許可を得るとともに、システムの検証等を実施した上で、システム管理者が実施することとしており、不正なプログラムの導入を防止している。 また、サーバ及び職員パソコンについては、オペレーティングシステム、ミドルウェア及びドライバのセキュリティ情報等を収集し、必要に応じて、修正プログラムを導入している。 ・不正アクセス対策 外部からのアクセスに対しては、ファイアウォールや不正侵入検知システムを導入することにより、不正なアクセスを検知した上で遮断している。 また、国税庁内からデータベースへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムにより、アクセス制御しており、システム管理者から許可を得た者以外は、データベースの参照・更新・消去することができない仕組みとしている。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	平成28年度: ・法定調書合計表(112社・239件)が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない。) ・職員が内部資料を閲覧させるなどにより、職員が知り得た情報約1,400名分を第三者に漏えいしていた。 平成27年度: ・所得税の青色申告承認申請書112名分が所在不明(外部へ流出したという事実は確認されていない)。 平成26年度: ・酒類販売管理者研修受講案内文書を569名に誤送付。 ・贈与税の納税猶予継続届出書約1,000名分が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない。) ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に添付して提出された、源泉徴収票データが記録されたフロッピーディスク(1枚・177名分)が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。



再発防止策の内容	誤送付・誤廃棄防止策として、文書発送及び簿書廃棄作業時における複数人による現物確認を実施し、また、紛失・情報の無断持ち出し防止策として、行政文書の外部持ち出し時の事務手続の遵守及び職員の綱紀保持を徹底するなど、管理体制の整備、規定・マニュアルの整備・見直し、職員の指導監督及び事務監査を実施している。	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存する個人の個人番号と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	e-Taxは、所得税、消費税などの申告書、法定調書など、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムである。したがって、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで常に原本のまま保管する必要があり、古い情報のまま保管することになる。なお、申告書等は提出された年分ごとに区分して管理している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」において、電子情報として保存された行政文書のうち、保存期間を満了し廃棄すべきものについては、「国税庁行政文書管理規則」の規定に基づき確実に消去しなければならないと規定している。</li> <li>・削除対象データについては、システム管理者から許可を得た職員が削除対象を指定することで消去することとし、システム管理者から許可を得ていない職員が誤って消去することのないようにしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。</li> <li>②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。</li> <li>③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。</li> <li>④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。</li> <li>⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。</li> <li>⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。</li> <li>⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。</li> </ol>		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・「国税庁で保有する情報の適切な管理のための措置について」(平成19年国税庁事務運営指針)に基づき、毎年10月の国税局が定める時期(国税局が独自に追加点検を実施する場合には適宜の時期)に自己点検を実施することとしており、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し、管理者がその確認を行うことにより、訓令に基づいた適切な情報管理体制が構築されていること、本評価書どおりの運用がされていることを確認するとともに各人の自己点検結果を踏まえ、各国税局等に設置される情報管理委員会による事務監査(無予告監査を含む。)を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」に基づき、情報セキュリティ監査及び関連規程等の順守状況の点検を定期的又は必要に応じて随時実施する。 ①情報セキュリティ監査: 情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティ監査を年1回以上実施する。 ②関連規程等の遵守状況等の点検: 情報システムセキュリティ責任者は、職員等の情報セキュリティに関する関連規程等の遵守状況の点検を実施する。 ③監査結果の事後措置: 情報セキュリティ責任者は、監査及び点検結果を受けて情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。 【監査項目】 ・電子記録媒体の監査   国税当局が調達した以外の電子記録媒体の使用を禁止し、更に接続がないことについて随時監査を行っている。 ・課税実績検索システムの使用に係る監査   課税実績情報の厳格な保護を図るため、使用状況について月2回の定期監査を行っている。また、実効性を担保するため、監査実施状況のモニタリングも併せて行っている。 ・外部作業所に対するセキュリティ実施状況の監査   委託業務の安全な遂行を達成するため、仕様書等に示している情報セキュリティに関する要求事項の実施状況の監査を行っている。 ・各国税局担当部局に対するセキュリティ実施状況の監査   各国税局において、情報セキュリティ監査が適切に行われているかどうか、実施状況の監査を行っている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」に基づき、次に掲げる方法により教育・啓発を行っている。 1 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者、補助者及び課室情報セキュリティ担当者に対し、情報セキュリティの確保に関する以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。 ・セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法 ・リスク分析手法 ・セキュリティ対策の導入及び運用手法 ・セキュリティ事故の事例 ・セキュリティ教育手法 2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、職員等に対し、情報セキュリティの確保に関して以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。 ・情報セキュリティの重要性 ・情報システム利用者の責任 ・セキュリティ事故の事例 ・モラルの啓発 ・禁止行為及びそれらに対する罰則</p>
3. その他のリスク対策	



## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年11月22日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	e-Govにおいて意見公募手続を行い、電子メール又は書面にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	平成29年10月11日～平成29年11月9日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	*e-Taxソフトのソフトウェア配布サーバー、利用者からの問い合わせ内容送信サーバー、等については、国内事業者の提供するホストを使うべきである。
⑤評価書への反映	寄せられた意見全てに対し、国税庁としての考え方を一覧形式で取りまとめ、e-Govにおいて公表した。
3. 第三者点検	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	平成29年11月22日
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言. 特記事項	<p>・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところであり、国税当局は特定個人情報保有することになる。</p> <p>(中略)</p> <p>(※2)ISO/IEC27001:2005とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つである。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化された。また、JISQ27001:2006とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格である。</p>	<p>・番号制度に関する税務上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたため、国税当局は特定個人情報保有することになる。</p> <p>(同左)</p> <p>(※2)平成26年に「ISO/IEC27001:2013・JISQ27001:2014」を取得した。</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	公表日	平成27年1月30日	平成28年6月17日	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	I. 1. ②	<p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・国税関係(受付)事務は、税務署において、書面で個人番号が記載された申告書、法定調書、申請・届出書を受け付けるほか、e-Taxにおいては、申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付(收受)を行うものである。</p>	<p>・(同左)</p> <p>・(同左)</p> <p>・国税関係(受付)事務は、税務署において、書面で個人番号が記載された申告書、法定調書、申請・届出書を受け付けるほか、e-Taxにおいては、申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて受付(收受)を行うものである。</p>	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	I. 2. ②	<p>・(略)</p> <p>・e-Taxでは、所得税、消費税等の申告、法定調書の提出、青色申告の承認申請等の各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・(同左)</p> <p>・e-Taxでは、所得税、消費税等の申告、法定調書の提出、青色申告の承認申請等の各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて手続が行えるものである。</p> <p>(同左)</p>	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	I. 4. ①	<p>・番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられたところである。</p> <p>・(略)</p>	<p>・番号制度に関する税制上の措置として、納税申告書や法定調書等の税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられた。</p> <p>・(同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	I. 7. ②	国税庁長官官房企画課長 重藤 哲郎	国税庁長官官房企画課長 吉井 浩	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	I. (別添1). 概要図	(略)	「専用線」について概要図に追記するとともに、「自宅・会社等」に※1を追記。	事後	文言修正(重要な変更にならない)
平成28年6月17日	I. (別添1). (備考)	<p>【e-Taxの概要】 申告等の国税に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステム</p> <p>【e-Taxの機能】 (略)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(収受)の事務の流れ】 (略)</p> <p>※書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報(個人番号を含む。)やメッセージボックスへ格納する情報(個人番号を含まない。)について、KSKシステムからe-Taxへ連絡を行う。 (以下略)</p>	<p>【e-Taxの概要】 申告等の国税に関する各種手続について、インターネット又は専用線を利用して電子的に手続が行えるシステム</p> <p>【e-Taxの機能】 (同左)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(収受)の事務の流れ】 (同左)</p> <p>※1 自宅・会社等には、国税当局及び確定申告期における地方税当局の申告相談会場を含む。</p> <p>※2 書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報やメッセージボックスへ格納する情報(個人番号を含まない。)について、KSKシステムからe-Taxへ連絡を行う。</p> <p>(同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更にならない)
平成28年6月17日	II. 3. ②	[ ] 専用線	[ ○ ] 専用線	事後	文言修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	Ⅱ. 3. ③	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 番号制度が導入されると、e-Taxでは、個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)することとなり、その提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。 (以下略)</p> <p>【KSKシステムからの入手】 ・随時書面により提出される、電子申告・納税等開始届出書の情報をKSKシステムに入力した都度、その情報(個人番号を含む。)を入手する。 ・(略) ・(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 番号制度の導入により、e-Taxでは、個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)することとなり、その提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。 (同左)</p> <p>【KSKシステムからの入手】 ・(削除)  ・(同左) ・(同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
平成28年6月17日	Ⅱ. 3. ④	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 ・(略) ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、インターネットによる提出も認めている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】 ・書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報及び利用者識別番号(e-Taxを利用する際に必要となる番号)を保有する納税者の変更情報は、KSKシステムに入力後、e-Taxにおいても情報管理をする必要がある。</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 ・(同左) ・納税者等の利便性の向上のために書面だけでなく、インターネット又は専用線による提出も認めている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】 ・利用者識別番号(e-Taxを利用する際に必要となる番号)を保有する納税者の変更情報は、KSKシステムに入力後、e-Taxにおいても情報管理をする必要がある。</p>	事後	時点修正及び文言修正(重要な変更に当たらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 (以下略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 (同左)</p>	事後	文言修正(重要な変更に当たらない)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク1. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 (以下略)	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 (同左)	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク2. リスクに対する措置の内容	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 (以下略)	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 (同左)	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク3. 入手の際の本人確認の措置の内容	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 ・(略) ・(略)  【KSKシステムからの入手】 ・書面により個人番号が記載された電子申告・納税等開始届出書を収受する際に、番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法施行令」という。)第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認を行った上で、KSKシステムに入力された情報の提供を受ける。	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 ・(同左) ・(同左) ・また、上記の他、番号法施行規則に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号)に規定する方法により本人確認を実施する。  【KSKシステムからの入手】 ・KSKシステムからe-Taxへの個人番号付きの情報の連絡は、個人番号利用事務実施者における個人番号の利用に当たるため、本人確認措置は不要。 (参考) KSKシステムで特定個人情報を保有しようとする際には、評価書番号2「国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書」. Ⅲ ((1)共通番号管理特定個人情報ファイル等の取扱いプロセスにおけるリスク対策). 2. リスク3. 「入手の際の本人確認の措置の内容」に記載する措置を講じている。	事後	時点修正及び文言修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク3. 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 (略)</p> <p>【KSKシステムからの入手】 書面により個人番号が記載された電子申告・納税等開始届出書を收受する際に、番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条などの規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認を行った上で、KSKシステムに入力された情報の提供を受ける。</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 (同左)</p> <p>【KSKシステムからの入手】 KSKシステムからe-Taxへの個人番号付きの情報の連絡は、個人番号利用事務実施者における個人番号の利用に当たるため、本人確認措置は不要。 (参考) KSKシステムで特定個人情報を保有しようとする際には、評価書番号2「国税関係(賦課・徴収)事務 全項目評価書」、Ⅲ((1)共通番号管理特定個人情報ファイル等の取扱いプロセスにおけるリスク対策)、2. リスク3. 「個人番号の真正性確認の措置の内容」に記載する措置を講じている。</p>	事後	時点修正及び文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 2. リスク4. リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線による)入手】 (以下略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 (同左)</p>	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 3. リスク2. 特定個人情報の使用の記録. 具体的な方法	<p>(略)</p> <p>(※) 情報セキュリティ対策基準は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年情報セキュリティ政策会議決定)を反映させたものである。 なお、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成17年情報セキュリティ政策会議決定)は、平成23年に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」(平成23年情報セキュリティ政策会議決定)及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」(平成23年情報セキュリティ政策会議決定)の2文書に再編されている。</p>	<p>(同左)</p> <p>(※) 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ政策会議の決定する「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に沿って定められたものである。</p>	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	Ⅲ. 7. リスク1. ⑨. その内容	<p>平成25年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>平成24年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>平成23年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の職員が個人事業主に係る書類を自宅に持ち帰り、一部の書類を紛失。</li> <li>・所得税の還付や軽減を受けるための手続等の案内文書を250名に誤送付。</li> </ul>	<p>平成26年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒類販売管理者研修受講案内文書を569名に誤送付。</li> <li>・贈与税の納税猶予継続届出書約1,000名分が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない。)</li> <li>・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」に添付して提出された、源泉徴収票データが記録されたフロッピーディスク(1枚・177名分)が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。</li> </ul> <p>平成25年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(同左)</li> <li>・(同左)</li> <li>・(同左)</li> </ul> <p>平成24年度:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(同左)</li> <li>・(同左)</li> </ul> <p>(削除)</p>	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
平成28年6月17日	Ⅲ. 7. リスク2. リスクに対する措置の内容	<p>e-Taxは、所得税、消費税等の申告書、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムである。したがって、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで常に原本のまま保管する必要があり、古い情報のまま保管することになる。なお、申告書等は提出された年分ごとに区分して管理している。</p>	<p>e-Taxは、所得税、消費税等の申告書、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムである。したがって、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで常に原本のまま保管する必要があり、古い情報のまま保管することになる。なお、申告書等は提出された年分ごとに区分して管理している。</p>	事後	文言修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	IV. 1. ①. 具体的なチェック方法	<p>・国税庁では、「国税庁で保有する情報の適切な管理のための措置について」(平成19年国税庁事務運営指針)に基づき、年2回、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し、管理者がその確認を行うことにより、訓令に基づいた適切な情報管理体制が構築されていること、本評価書どおりの運用がされているかを確認する。</p>	<p>・「国税庁で保有する情報の適切な管理のための措置について」(平成19年国税庁事務運営指針)に基づき、毎年10月の国税局が定める時期(国税局が独自に追加点検を実施する場合には適宜の時期)に自己点検を実施することとしており、各人が情報管理体制に関する点検票を作成し、管理者がその確認を行うことにより、訓令に基づいた適切な情報管理体制が構築されていること、本評価書どおりの運用がされていることを確認するとともに各人の自己点検結果を踏まえ、各国税局等に設置される情報管理委員会による事務監査(無予告監査を含む。)を実施することとしている。</p>	事後	文言修正(重要な変更にならない)
平成28年6月17日	IV. 1. ②. 具体的な内容	<p>(略) 【監査項目】 ・電子記録媒体の監査 国税当局が調達した以外の電子記録媒体の使用を禁止し、更に接続がないことを随時監査を行っている。 ・課税実績検索システムの使用に係る監査 課税実績情報の厳格な保護を図るため、使用状況について月2回の定期監査を実施している。また、実効性を担保するため、監査実施状況のモニタリングも併せて行っている。 (以下略)</p>	<p>(同左) 【監査項目】 ・電子記録媒体の監査 国税当局が調達した以外の電子記録媒体の使用を禁止し、更に接続がないことについて随時監査を行っている。 ・課税実績検索システムの使用に係る監査 課税実績情報の厳格な保護を図るため、使用状況について月2回の定期監査を行っている。また、実効性を担保するため、監査実施状況のモニタリングも併せて行っている。 (同左)</p>	事後	文言修正(重要な変更にならない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	IV. 2. 具体的な方法	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムセキュリティ責任者、管理者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施する。</li> <li>・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。</li> </ul>	<p>「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施細則」に基づき、次に掲げる方法により教育・啓発を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報セキュリティ責任者は、情報システムセキュリティ責任者、課室情報セキュリティ責任者、情報システムセキュリティ管理者、補助者及び課室情報セキュリティ担当者に対し、情報セキュリティの確保に関する以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法</li> <li>・リスク分析手法</li> <li>・セキュリティ対策の導入及び運用手法</li> <li>・セキュリティ事故の事例</li> <li>・セキュリティ教育手法</li> </ul> </li> <li>2 情報システムセキュリティ責任者又は課室情報セキュリティ責任者は、職員等に対し、情報セキュリティの確保に関して以下の内容を基本とした研修を年1回以上実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティの重要性</li> <li>・情報システム利用者の責任</li> <li>・セキュリティ事故の事例</li> <li>・モラルの啓発</li> <li>・禁止行為及びそれらに対する罰則</li> </ul> </li> </ol>	事後	文言修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月17日	V. 1. ①	<p>開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報 を保有する部局で受け付ける。具体的には、以 下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報 保護室 国税不服審判所管理室 各国税局(所)総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課</p> <p>※ 各請求先の住所・電話番号等については、 国税庁ホームページを参照。 (<a href="http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/johokokai/madoguchi/index.htm">http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/johokokai/madoguchi/index.htm</a>)</p> <p>(注)以下、「保有個人情報」について記載して いるが「特定個人情報」も同様となる予定(③を 除く。)</p>	<p>開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報 を保有する部局で受け付ける。具体的には、以 下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報 保護室 国税不服審判所管理室 各国税局(所)総務部総務課 国税不服審判所各支部管理課 各税務署総務課</p> <p>※ 各請求先の住所・電話番号等については、 国税庁ホームページを参照。 (<a href="http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/johokokai/madoguchi/index.htm">http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/johokokai/madoguchi/index.htm</a>)</p> <p>(削除)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成28年6月17日	V. 1. ②	<p>法律で定められた事項を記載した書面(請求 書)を上記の「①請求先」の窓口に直接提出す るか、送付により提出する。 国税庁において作成した請求書を使用する場 合は、国税庁ホームページを参照。 (<a href="http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/kojinjoho/tetsuzuki/5187pdf/01.pdf">http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/kojinjoho/tetsuzuki/5187pdf/01.pdf</a>)</p>	<p>法律で定められた事項を記載した書面(請求 書)を上記の「①請求先」の窓口に直接提出す るか、送付により提出する。 国税庁において作成した請求書を使用する場 合は、国税庁ホームページを参照。 (<a href="http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/kojinjoho/tetsuzuki/pdf/02.pdf">http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/kojinjoho/tetsuzuki/pdf/02.pdf</a>)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	I. 2. システム1. ③	<p>[O]その他 (政府認証基盤(GPKI)、マルチペ イメントネットワーク(MPN)、歳入金電子納付シ ステム、KSKシステム)</p>	<p>[O]その他 (政府認証基盤(GPKI)、マルチペ イメントネットワーク(MPN)、歳入金電子納付シ ステム、KSKシステム、マイナポータル)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I. 4. ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度の導入により、納税申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと期待される。</li> <li>番号制度の導入により、住民基本台帳ネットワークシステムの利用が可能となるため、住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続等における住民票の添付省略、また、国と地方に提出義務のある一定額以上の給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出を一元化できるなどの納税者利便の向上につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が記載された納税申告書、法定調書等の税務関係書類が提出されることから、法定調書の名寄せや納税申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと期待される。</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、住宅借入金等を有する場合の特別控除に係る所得税の確定申告手続等における住民票の添付省略、また、国と地方に提出義務のある一定額以上の給与・年金の源泉徴収票・支払報告書について、電子的提出を一元化できるなどの納税者利便の向上につながる。</li> </ul>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	I. 5	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</li> <li>第9条(利用範囲)関係別表第1 第17の項、第23の項、第38の項</li> <li>(略)</li> <li>(略)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)</li> <li>第9条(利用範囲)関係別表第1 第17の項、第23の項、第38の項</li> <li>(同左)</li> <li>(同左)</li> </ol>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	I. 7. ①	国税庁長官官房企画課	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	I. 7. ②	国税庁長官官房企画課長 吉井 浩	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長 平井 美佳	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	I. (別添1)事務の内容. 概要図	(略)	「マイナポータル」について概要図に追記するとともに、※2を追記。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I. (別添1). (備考)	<p>【e-Taxの概要】 (略)</p> <p>【e-Taxの機能】 (略)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】 (略)</p> <p>※1 自宅・会社等には、国税当局及び確定申告期における地方税当局の申告相談会場を含む。</p> <p>※2 書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報やメッセージボックスへ格納する情報(個人番号を含まない。)について、KSKシステムからe-Taxへ連絡を行う。 (以下略)</p>	<p>【e-Taxの概要】 (同左)</p> <p>【e-Taxの機能】 (同左)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】 (同左)</p> <p>※1 (同左)</p> <p>※2 平成29年1月以降、マイナポータルとe-Taxとの認証連携(シングルサインオン)を開始し、マイナポータルに安全にログインすると、e-Taxへの再ログインが不要となる。</p> <p>※3 書面により提出された電子申告・納税等開始届出書の情報やメッセージボックスへ格納する情報(個人番号を含まない。)について、KSKシステムからe-Taxへ連絡を行う。 (同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	II. 3. ③	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>番号制度の導入により、e-Taxでは、個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)することとなり、その提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。</p> <p>例えば、</p> <p>①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間</p> <p>②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間</p> <p>などとされている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】 (略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>e-Taxでは、個人番号が記載された納税申告書、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)することとなり、その提出時期については、所得税法第120条(確定所得申告)第1項等の各税法に規定されているところである。</p> <p>例えば、</p> <p>①所得税の確定申告書(所得税法第120条)については、2月16日から3月15日の期間</p> <p>②贈与税の申告書については、2月1日から3月15日の期間</p> <p>などとされている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】 (同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	Ⅱ. 6. ②. その妥当性	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。	「公文書等の管理に関する法律」平成21年法律第66号)第10条第1項に基づき、国税庁における行政文書の管理について必要な事項を定めた「国税庁行政文書管理規則」(平成23年国税庁訓令第1号)において、業務に係る行政文書の類型ごとに、保存期間を定めている。 ※ 上記のとおり、国税庁においては、業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上にチェックをしている(保存期間の例として、納税申告書は7年間、申請書は承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年などとされている)。	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
平成29年4月11日	Ⅱ. (別添2)	(略)	※記録項目を追加等するとともに、一部の情報名称を変更。	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	Ⅲ. 2. リスク3. 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</li> <li>・なお、e-Taxにおいては、公的個人認証サービスに係る電子証明書のみではなく、国税関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年財務省令第71号)第2条第1号ロに規定された電子証明書及び同号ハの規定に基づき国税庁長官が定める電子証明書が利用可能となっている(詳細は、e-Taxホームページを参照。)</li> </ul> <p>※<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、上記の他、番号法施行規則に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定めた行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成27年国税庁告示第2号)に規定する方法により本人確認を実施する。</li> </ul> <p>【KSKシステムからの入手】 (略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下「番号法施行規則」という。)第4条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることにより確認する。</li> <li>・なお、e-Taxにおいては、公的個人認証サービスに係る電子証明書のみではなく、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成15年財務省令第71号)第2条第1号ロに規定された電子証明書及び同号ハの規定に基づき国税庁長官が定める電子証明書が利用可能となっている(詳細は、e-Taxホームページを参照。)</li> </ul> <p>※<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm">http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2htm</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、上記の他、番号法施行規則に規定する個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定めた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」(平成27年国税庁告示第2号)に規定する方法により本人確認を実施する。</li> </ul> <p>【KSKシステムからの入手】 (同左)</p>	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	Ⅲ. 7. リスク1. ⑨. その内容	平成26年度: ・(略) ・(略) ・(略)  平成25年度: ・(略) ・(略) ・(略)  平成24年度: ・特定の職員が一部の納税者に係る所得税の確定申告書の内容を印字した書面を持ち出して窃取。 ・納税者の情報が含まれた課税資料742件が所在不明(外部に流出した可能性は極めて低い)。	平成27年度: ・所得税の青色申告承認申請書112名分が所在不明(外部へ流出したという事実は確認されていない)。  平成26年度: ・(同左) ・(同左) ・(同左)  平成25年度: ・(同左) ・(同左) ・(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	Ⅲ. 7. リスク3. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(空欄)	特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合、事案の内容に応じて以下の対応をする。 ①特定個人情報の漏えい等事案の発生連絡を行う。 ②事実関係の調査、原因の究明及び影響範囲の特定を行う。 ③職員又は運用保守業者へサービス停止や調査、復旧作業を指示する。 ④影響を受ける可能性のある本人へ連絡等を行う。 ⑤再発防止策を検討し、速やかに実施する。 ⑥個人情報保護委員会、内閣サイバーセキュリティセンター及び総務省へ報告する。 ⑦事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等の公表を行う。	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
平成29年4月11日	Ⅵ. 2. ②	平成26年9月3日～平成26年10月5日までの33日間	平成29年1月27日～平成29年2月27日までに32日間	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	VI. 2. ④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署には職員や納税者以外にも業者の出入りも多いが、部外者が、机の上や、ディスプレイに写っている税務署内の税務資料を見ることができないような対応が完全にとれるのか。</li> <li>・e-tax利用時に係るインターネット回線を経由した法定調書提出義務者から個人情報ファイルを受け取る際の回線に対するリスク回避措置も記載するべきではないか。</li> <li>・特定個人情報評価は一過性の物ではなく、その運用状況を適切に監査、報告することで説明責任を果たすべき性質の物であるため、公認システム監査人(CSA)、公認情報セキュリティ監査人(CAIS)、公認情報システム監査人(CISA)等の情報システムと監査の分野の専門知識を有する者による監査の実施と報告を宣言すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に関する重大事故が過去3年のみを見ても毎年発生している現状を鑑みれば、抜本的な対策の見直しを行うべきである。</li> <li>・管理体制やマニュアルについて外部の専門家による検証を定期的実施するなど、抜本的な対策の見直しを行わない限り、十分な対策とは言えない。</li> <li>・納税者の権利利益の保護そのものに取り組んでいることも宣言すべきである。</li> <li>・法令等を括弧表示の方が読みやすくなる。</li> </ul>	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)
	I. 2. ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・e-Taxでは、所得税、消費税等の申告、法定調書の提出、青色申告の承認申請等の各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて手続が行えるものである。</li> <li>・(略)</li> <li>・具体的なシステムの機能としては、①電子申告・納税等開始届出書の受付(收受)、②利用者識別番号等の送信、③申告、法定調書、各種申請・届出等の受付、④KSKシステムへのデータ連絡等があるが、これらで個人番号を取り扱う。なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(同左)</li> <li>・e-Taxでは、所得税、消費税等の申告、法定調書の提出、外国税務当局との金融口座情報の交換、青色申告の承認申請等の各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて手続が行えるものである。</li> <li>・(同左)</li> <li>・具体的なシステムの機能としては、①電子申告・納税等開始届出書の受付(收受)、②利用者識別番号等の送信、③申告、法定調書、各種申請・届出等の受付、④KSKシステムへのデータ連絡、⑤共通送受信システム(CTS)とのデータ連絡等があるが、これらで個人番号を取り扱う。なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。</li> </ul>	事前	任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. 2. ③	[O]その他（政府認証基盤(GPKI)、マルチペイメントネットワーク(MPN)、歳入金電子納付システム、KSKシステム、マイナポータル)	[O]その他（政府認証基盤(GPKI)、マルチペイメントネットワーク(MPN)、歳入金電子納付システム、KSKシステム、マイナポータル、共通送受信システム(CTS))	事前	任意で事前に提出
	I. 5	1 (略) 2 (略) 3 (略)	1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 4 租税に関する相互行政支援に関する条約第6条(自動的な情報の交換)等	事前	重要な変更
	I. 7. ②	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長 平井 美佳	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長 渡辺 隆	事後	時点修正(重要な変更に当たらない)
	I. (別添1)事務の内容. 概要図	(略)	「共通送受信システム(CTS)とのデータ連絡」について概要図に追記。	事前	任意で事前に提出



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I. (別添1)事務の内容。(備考)	<p>【e-Taxの概要】(省略)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】</p> <p>①納税者等がe-Taxにより電子証明書とともに申告書等の提出を行う、②申告書等をe-Taxで受け付ける、③申告書等と併せて送信された電子証明書の有効性の確認を行う、④申告書等データをKSKシステムへ連絡する(申告書等を提出した者に係る局署整理番号と個人番号又は法人番号の関連付けを行う。)、⑤申告書等を提出した者に係る個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報の照会を行う、⑥還付金処理状況等の各種お知らせをメッセージボックスへ格納、⑦納税者等がメッセージボックスで各種お知らせを確認する。</p> <p>※1~3 (省略)</p> <p>【書面での納税証明書等の受付(收受)の事務の流れ】(省略)</p>	<p>【e-Taxの概要】(同左)</p> <p>【e-Taxでの納税申告書等の受付(收受)の事務の流れ】</p> <p>①納税者等がe-Taxにより電子証明書とともに、又は厳格な本人確認後に払いだされた利用者識別番号及び暗証番号を用いて申告書等の提出を行う、②申告書等をe-Taxで受け付ける、③申告書等と併せて送信された電子証明書の有効性の確認を行う、④申告書等データをKSKシステムへ連絡する(申告書等を提出した者に係る局署整理番号と個人番号又は法人番号の関連付けを行う。)、⑤申告書等を提出した者に係る個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムへ本人確認情報の照会を行う、⑥還付金処理状況等の各種お知らせをメッセージボックスへ格納、⑦納税者等がメッセージボックスで各種お知らせを確認する。</p> <p>※1~3 (同左)</p> <p>※4外国税務当局から特定個人情報入手するが、外国税務当局へ特定個人情報を提供することはない。</p> <p>【書面での納税証明書等の受付(收受)の事務の流れ】(同左)</p>	事前	任意で事前に提出
	II. 2. ③	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(納税申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)。	各税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(納税申告者、その扶養親族、法定調書提出義務者、法定調書の対象となる金銭受領者等)。	事前	重要な変更
	II. 2. ⑥	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、管理運営課、徴収課、国税不服審判所	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、管理運営課、徴収課、国税不服審判所、国際業務課	事前	任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ. 3. ①	[○]その他（法定調書提出義務者）	[○]その他（法定調書提出義務者、外国税務当局）	事前	重要な変更
	Ⅱ. 3. ②	[○]その他（インターネット回線、KSKシステム）	[○]その他（インターネット回線、KSKシステム、共通送受信システム(CTS)）	事前	任意で事前に提出
	Ⅱ. 3. ③	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】（略） 【KSKシステムからの入手】（略）	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】（同左） 【KSKシステムからの入手】（同左） 【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報を、外国の税務当局から年1回その年の翌年9月末までに提供を受ける。	事前	任意で事前に提出
	Ⅱ. 3. ④	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】（略） 【KSKシステムからの入手】（略）	【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの（インターネット回線又は専用線による）入手】（同左） 【KSKシステムからの入手】（同左） 【外国税務当局からの入手】 租税条約等に基づき、個人番号を含む金融口座情報の提供を受けることとされている。	事前	任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ. 3. ⑥	・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・(略)	・内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、法定調書等の名寄せや納税申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。 ・(同左)	事前	任意で事前に提出
	Ⅱ. 3. ⑦	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、査察課、調査課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所	課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、査察課、調査課、管理運営課、徴収課、国税不服審判所、国際業務課	事前	重要な変更
	Ⅱ. 3. ⑧	・(略) ・(略)  ・(略)	・(同左) ・(同左) ・住所・氏名のほか、個人番号を含む金融口座情報を外国税務当局から受け取る。 ・(同左)	事前	重要な変更
	Ⅱ. 5. 移転先1. ③	e-Taxにおいて受付(收受)した納税申告書、法定調書、各種申請・届出情報	e-Taxにおいて受付(收受)した納税申告書、法定調書等、各種申請・届出情報	事前	任意で事前に提出
	Ⅱ. 5. 移転先1. ⑦	e-Taxにおいて納税申告、法定調書、各種申請・届出のデータを受付(收受)した都度、KSKシステムへ情報連携を行う。	e-Taxにおいて納税申告、法定調書等、各種申請・届出のデータを受付(收受)した都度、KSKシステムへ情報連携を行う。	事前	任意で事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 2. リスク1. 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>・所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。具体的には、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と(仮)暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者(利用者識別番号と暗証番号が登録された者のみの申告等の受付(収受)を行うこととなる。【KSKシステムからの入手】(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】</p> <p>・所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出等の手続を行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。具体的には、e-Taxを利用するためには、電子申告・納税等開始届出書を税務署に提出し、利用者識別番号と(仮)暗証番号を取得して、電子証明書を登録するか、又は厳格な本人確認後に取得した利用者識別番号及び暗証番号を用いるか、もしくはマイナンバーカードに搭載される電子証明書をを用いて利用者の登録を行う必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者(利用者識別番号と暗証番号が登録された者(マイナンバーカードに搭載される電子証明書をを用いて登録した者を含む))のみの申告等の受付(収受)を行うこととなる。【KSKシステムからの入手】(同左)</p> <p>利用者識別番号を有する納税者の情報のみをKSKシステムから連絡するようシステムで制御している。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ. 2. リスク1. 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】(略)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】(同左)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(同左)</p> <p>【外国税務当局からの入手】</p> <p>・租税条約等を締結している外国税務当局から、日本居住者の金融口座情報が、各国共通のフォーマットに則り、提供されるため、必要な情報以外を入手することはない。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 2. リスク2. リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】(略)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】(同左)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(同左)</p> <p>【外国税務当局からの入手】 外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を使用することで、租税条約等を締結している外国税務当局からのみ連絡を行うことができるようにシステムで制御している。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ. 2. リスク3. 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】(略)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者及び外国税務当局からの(インターネット回線、専用線又は共通送受信システム(CTS)による)入手】(同左)</p> <p>【KSKシステムからの入手】(同左)</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ. 2. リスク3. 特定個人情報の真正性確認の措置の内容	<p>e-Taxは、所得税、消費税等の申告、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムであるため、受付(收受)した電子情報をそのまま保管する必要がある。e-Taxで受付(收受)した情報は、KSKシステムに連絡し、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p>	<p>e-Taxは、所得税、消費税等の申告、法定調書等、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて受付(收受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムであるため、受付(收受)した電子情報をそのまま保管する必要がある。e-Taxで受付(收受)した情報は、KSKシステムに連絡し、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査等に活用しており、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 2. リスク4. リスクに対する措置の内容	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 e-Taxにおいて、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を受付(收受)するに当たっては、改ざん検知、なりすまし防止のため、電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行っている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】(略)</p>	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者、法定調書提出義務者からの(インターネット回線又は専用線による)入手】 e-Taxにおいて、申告、法定調書、各種申請・届出の情報を受付(收受)するに当たっては、改ざん検知、なりすまし防止のため、厳格な本人確認により払い出した利用者識別番号や電子署名を用いるほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために、TLSによる暗号化通信を行っている。</p> <p>【KSKシステムからの入手】(同左)</p> <p>【外国税務当局からの入手】 外国税務当局からの入手は、共通送受信システム(CTS)を経由して行う。CTSへのアクセスは、事前に各国税務当局が登録した電子証明書による認証が必要となるほか、SFTP方式による通信経路の暗号化を行うことにより高度な安全性が担保される。なお、入手するデータについても、電子証明書を付して暗号化を行うことで、改ざん検知やなりすまし防止等の措置を講じている。また、各国税務当局が同様の方法を採用することとなっている。</p>	事前	重要な変更
	Ⅲ. 3. リスク1. 宛名システム等における措置の内容	<p>国税庁では、地方公共団体の宛名システムに相当する機能として、共通番号管理システムを有するが、e-TaxはKSKシステムにデータをそのまま連絡するのみであり、KSKシステム中の共通番号管理システムにe-Taxからはアクセスできないよう、プログラムで制御している。</p> <p>また、KSKシステムにおいて保有する納税者情報をe-Taxへ連絡する場合においても、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出した納税者(e-Taxの利用者)の情報のみを連絡するようプログラムで制御している。</p> <p>上記の対応により、e-Taxでは受付事務に必要な者の個人番号や情報にアクセスできないようにしている。</p>	<p>国税庁では、地方公共団体の宛名システムに相当する機能として、共通番号管理システムを有するが、e-TaxはKSKシステムにデータをそのまま連絡するのみであり、KSKシステム中の共通番号管理システムにe-Taxからはアクセスできないよう、プログラムで制御している。</p> <p>また、KSKシステムにおいて保有する納税者情報をe-Taxへ連絡する場合においても、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出するか、マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録をした納税者(e-Taxの利用者)の情報のみを連絡するようプログラムで制御している。</p> <p>上記の対応により、e-Taxでは受付事務に必要な者の個人番号や情報にアクセスできないようにしている。</p>	事前	重要な変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 3. リスク1. 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	e-Taxにおいては、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出した納税者(e-Tax利用者)の情報について受付事務に必要な範囲内での紐付けを実施することとしており、受付事務の目的を超えた紐付けは行われないう制御している。 また、KSKシステムから受け取る情報については、受付事務に必要なe-Tax利用者の情報のみとすることで、必要のない情報との紐付けは行われないうにしている。	e-Taxにおいては、電子申告・納税等開始届出書を国税庁に対して提出するか、マイナンバーカードに搭載される電子証明書を用いて登録をした納税者(e-Tax利用者)、外国税務当局から提供された者の情報について受付事務に必要な範囲内での紐付けを実施することとしており、受付事務の目的を超えた紐付けは行われないう制御している。 また、KSKシステムから受け取る情報については、受付事務に必要なe-Tax利用者の情報のみとすることで、必要のない情報との紐付けは行われないうにしている。	事前	重要な変更
	Ⅲ. 5. リスク1. ルール内容及びルール遵守の確認方法	e-Taxにおいて、受付(收受)した、納税申告書、法定調書、申請書等(審査請求に係る書類は除く。)はKSKシステムに全て連絡することとしており、連絡漏れがないか適宜確認を行っている。	e-Taxにおいて、受付(收受)した、納税申告書、法定調書等、申請書等(審査請求に係る書類は除く。)はKSKシステムに全て連絡することとしており、連絡漏れがないか適宜確認を行っている。	事前	重要な変更
	Ⅲ. 7. ⑨. その内容	平成27年度：(略) 平成26年度：(略) 平成25年度： ・源泉徴収義務者から提出された所得税徴収高計算書約800人(社)分が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。 ・源泉徴収義務者(個人事業主)から提出された源泉所得税に関する届出書及び申請書の少なくとも430件が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。 ・納税者から提出された昭和57年分から平成6年分までの一部の年分の贈与税申告書等(配偶者控除適用分)約1,900件が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。	平成28年度： ・法定調書合計表(112社・239件)が所在不明(外部に流出したという事実は確認されていない)。 ・職員が内部資料を閲覧させるなどにより、職員が知り得た情報約1,400名分を第三者に漏えいしていた。 平成27年度：(同左) 平成26年度：(同左)	事後	時点修正(重要な変更にあたらない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ. 5. リスク2. リスクに対する措置の内容	e-Taxは、所得税、消費税等の申告書、法定調書、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて受付(収受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムである。したがって、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで常に原本のまま保管する必要があり、古い情報のまま保管することになる。なお、申告書等は提出された年分ごとに区分して管理している。	e-Taxは、所得税、消費税等の申告書、法定調書等、各種申請・届出について、書面に代えてインターネット又は専用線を通じて受付(収受)を行い、当該電子情報を原本として保存するシステムである。したがって、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで常に原本のまま保管する必要があり、古い情報のまま保管することになる。なお、申告書等は提出された年分ごとに区分して管理している。	事前	重要な変更